旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 12 月３日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社北海道ブブ（ＭＩＤトラベル）　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２―629号　④株式会社北海道ブブ　北海道札幌市東区東苗穂５条２丁目５番19号　代表取締役　相川政二　⑤本社営業所　北海道札幌市東区東苗穂５条２丁目５―19　⑥平成24年７月31日　⑨平成24年10月９日　⑩1100万円　⑪北海道知事　⑫北海道札幌市東区東苗穂５条２丁目５番19号　株式会社北海道ブブ　代表取締役　相川政二

Ｂ　①株式会社イーストブリッジ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5244号　④株式会社イーストブリッジ　東京都荒川区西日暮里五丁目10番13号三共グレースビル２Ｆ　代表取締役　斎藤創一　⑤本社営業所　東京都荒川区西日暮里５―10―13三共グレースビル２Ｆ　⑥平成14年11月26日　⑧平成24年７月27日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都荒川区西日暮里五丁目10番13号三共グレースビル２Ｆ　株式会社イーストブリッジ　代表取締役　斎藤創一

Ｂ　①株式会社ジェイ・アイカ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2517号　④株式会社ジェイ・アイカ　大阪市中央区本町３－２－６　代表取締役　村上護　⑤本社営業所　大阪市中央区本町３－２－６　⑥平成20年１月18日　⑧平成24年11月５日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市中央区本町３－２－６　株式会社ジェイ・アイカ　代表取締役　村上護

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年 12 月３日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①中津川観光旅行協会　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３―56号　④田中と志ゑ　中津川市太田町２丁目６番35号　⑤本社営業所　中津川市太田町２丁目６番35号　⑥昭和46年７月７日　⑦平成24年10月４日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①川松観光　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３―478号　④川松洋一　笠間市大橋1829番地３　⑤本社営業所　笠間市大橋1829番地３　⑥平成12年10月３日　⑦平成24年10月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①塩尻タクシー株式会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３―352号　④塩尻タクシー株式会社　塩尻市大門一番町６番13号　代表取締役　吉澤博文　⑤本社営業所　塩尻市大門一番町６番13号　⑥平成５年10月25日　⑦平成24年９月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社渕上ファインズ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―473号　④株式会社渕上ファインズ　福岡市博多区冷泉町６番16号　代表取締役　渕上徹彦　⑤本社営業所　福岡市博多区冷泉町６番16号　⑥平成10年２月２日　⑦平成24年11月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社エス・ティー・イー・トラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―884号　④株式会社エス・ティー・イー・トラベル　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13ＯＬＳビル15階　代表取締役　髙橋伸昌　⑤本社営業所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13ＯＬＳビル15階　⑥平成13年６月28日　⑦平成24年11月13日　⑧150万円　⑨750万円

Ａ　①クラブツーリズム中国株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6425号　④クラブツーリズム中国株式会社　東京都新宿区西新宿六丁目３番１号　代表清算人　小山佳延　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿六丁目３番１号　⑥平成23年４月14日　⑦平成24年11月２日　⑧220万円　⑨1100万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾